北海道ふっこう割事業に係る札幌観光協会宿泊助成事業実施要綱（案）

（趣旨）

第１条　一般社団法人札幌観光協会（以下、「観光協会」という。）は、平成３０年北海道胆振東部地震により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「機構」という。）が交付する「北海道ふっこう割事業補助金」を活用し、管内で旅館業を営むものが、利用者に対して行う宿泊助成に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することとし、その実施については、本要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）宿泊助成事業　参加事業者が管内に設置する宿泊施設に利用者が宿泊した場合に、当該宿泊に係る料金の一部を観光協会が助成する事業をいう。

（２）参加事業者　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者で、次のいずれにも該当するものをいう。

　　ア　観光協会に次に掲げる書類を事前提出し、その許可を得た者

　　　（ア）宿泊助成事業参加申込書（様式第１号）

　　　（イ）宿泊に係る定価表等の書類（宿泊料金体系のわかるもの）

　　　（ウ）誓約書（様式第２号）

　　イ　「北海道ふっこう割事業」の補助事業者として交付決定を受けている旅行会社等と宿泊に係る契約をしていない者、または、当該契約をしているが「北海道ふっこう割事業」による商品（宿泊単品、旅行商品等）の取扱いがない者

　　ウ　宿泊助成事業の対象として適当と認められる者

（助成対象事業（助成金額））

第３条　宿泊助成事業の対象は、管内の旅行に伴う宿泊費用とする。

２　助成金の交付対象者は、第２条第１項第２号の許可を受けた者とする。

３　宿泊助成事業の対象は、観光協会が交付決定を受けた日から開始し、平成３１年１月３１日に宿泊を終える分までとする。

４　参加事業者は、別表１の範囲内で宿泊代金から割引額を差し引いて販売するものとし、助成金額は割引額とする。

５　参加事業者は、宿泊助成事業の対象となる商品の販売に際しては、宿泊助成事業であることを明らかにするため、本来の価格又は助成を受けた後の販売価格と併せ、助成金額を明記すること。

６　助成対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除く。

（１）ビジネス目的での宿泊

（２）その他、機構が不適当と認めるもの

　（実績報告等）

第４条　参加事業者は、宿泊実績報告書（様式第３号）、宿泊助成申請書（様式第４号）を月毎に取りまとめ、翌月１０日までに観光協会に提出しなければならない。

２　観光協会は、前項の規定による書類の写しと事業実績書を作成し、当該事業が完了した日から１５日以内に機構に提出しなければならない。

　（助成金の支払等）

第５条　観光協会は、前条に規定による適正な書類を受理した日から４５日以内に参加事業者に助成金を支払うものとする。

（助成金の交付条件）

第６条　補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）本要綱の規定に従うこと。

（２）参加事業者は、助成対象事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

（３）参加事業者は、助成対象事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管しておくこと。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　附　則

　　　この要綱は、平成３０年１２月３日から施行する。

　別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | 宿泊料金 | １泊１人当たり割引額 | １人当たり最大割引額 |
| 宿泊 | １人当たり　6,000円以上／泊 | 3,000円 | 15,000円 |

【宿泊の割引額】

※留意事項

・宿泊補助について、１人３泊まで（外国人にあっては５泊まで）とする。（購入回数に制限なし。）